

入会及び退会に関する規則

平成 28 年 4 月 1 日 制定

平成 28 年 12 月 19 日 改定

平成 29 年 6 月 27 日 改定

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 9 条並びに第 11 条の規定に関して、入会及び退会に関し必要な事項を定める。

(入会手続き)

第 2 条 定款第 9 条第 1 項に規定する入会申込手続は、所定の入会申込書に当法人が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 当協会は、定款第 9 条第 1 項の規定により入会を承認したときは、その旨を入会申請者及び会員に通知する。

(会員の権利)

第 3 条 定款第 9 条第 1 項に規定する入会申込手続により承認された会員は、以下の権利を有する。

- (1) 勉強会への優先参加
- (2) 議事録の閲覧
- (3) 勉強会テーマ・講師希望の受け付け
- (4) メーリングリストの配信
- (5) 会員相互の情報交換の斡旋

(退会手続等)

第 4 条 定款第 11 条に規定する退会申込手続は、所定の退会申込書に当法人が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 当協会は、定款第 11 条の規定により退会を承認したときは、その旨を当該会員及び各会員に通知する。

3 前項の規定は、会員が退会以外の事由で会員たる資格を喪失した場合について準用する。

(除名処分)

第 5 条 当協会の会員が定款第 12 条第 1 項に規定されている他、非違行為が確認できた場合、臨時社員総会により即時に除名することができる。

(規則の改廃)

第 6 条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. 本規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規則は、臨時社員総会による定款変更のため、平成 28 年 12 月 19 日に改定する。
3. 本規則は、定時社員総会による定款変更のため、平成 29 年 6 月 27 日に改定する。